



経理の窓 5月号

平成22年5月1日号

寒暖の差が大きかった4月。太陽が恋しくなります。五月晴れの連休が続くといいですね。

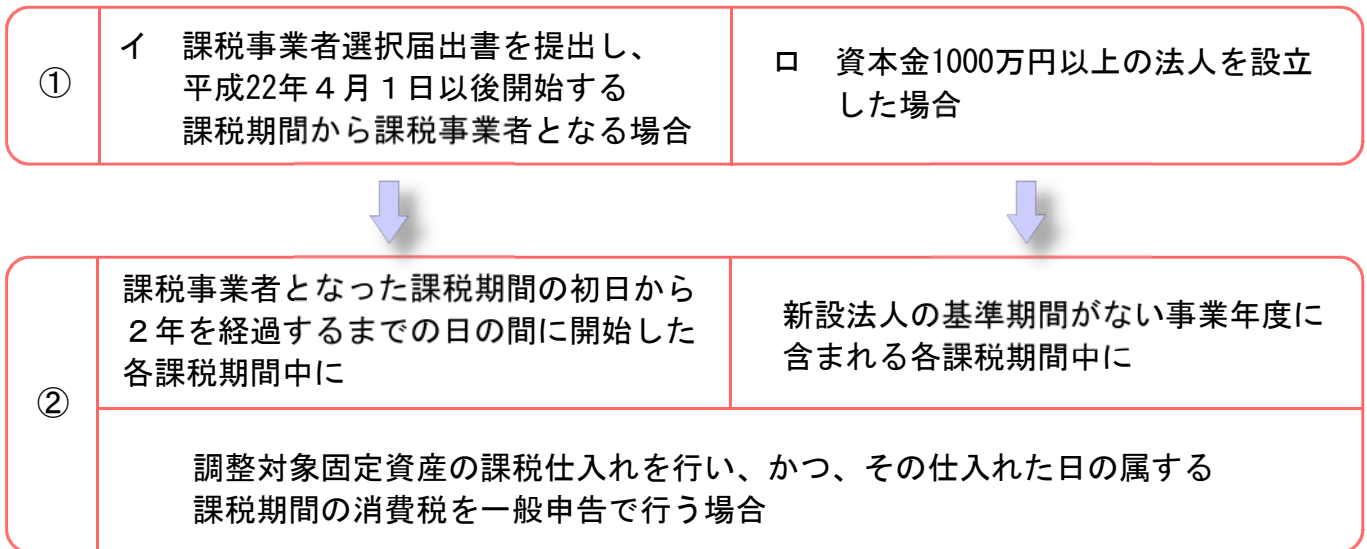
今月の税務	法人税 地方税	： 3月決算法人の確定申告と納付 ： 自動車税の納付
-------	------------	-------------------------------

消費税法の改正について

オーナー社長さんが、複数の法人を営んでいるケースは、少なくありません。平成22年4月1日以後、資本金1000万円以上の法人を設立した場合や課税事業者を選択した場合、消費税法の一部が改正されていますので、適用関係に注意が必要です。

《消費税改正の内容》

平成22年4月1日以後に次の①と②の両方に該当する事業者は、免税事業者となることや簡易課税制度を適用して申告することが一定期間制限されることになりました。



①・②に該当

調整対象固定資産の課税仕入れを行った日の属する課税期間の初日から原則として3年間は、

- 免税事業者となることはできません。
 - また、簡易課税制度を適用して申告することもできません。
- (一般課税により消費税の確定申告を行う必要があります。)

《調整対象固定資産の課税仕入れとは》

調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で、建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両運搬具、工具、器具備品、鉱業権等の無形固定資産その他の資産で、消費税等に相当する金額を除いた金額が100万円以上のものが該当します。

調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取った場合も含まれます。

平成22年度の改正は、4月1日以後「課税事業者選択届出書」を提出する個人事業者にも、適用されます。

適用事例等詳細は、国税庁のホームページ（www.nta.go.jp）に掲載されています。

譲渡所得関連の税制改正より

身近によくありそうな事例に対する税制改正を2つ掲載いたします。

●平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費等の特例について、適用期限（平成22年12月31日までの譲渡）の到来をもって廃止することとされました。

●居住用財産の譲渡に関する改正

- ・特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡に係る対価の額が2億円以下であることの要件が追加された上、適用期限が平成23年12月31日まで2年間延長されました。

この改正は、平成22年1月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用されます。

- ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除並びに特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、特例の適用期限が平成23年12月31日まで2年間延長されました。